

一般財団法人 大成学術財団 2024年度

奨学生（高等専門学校） 募集要項

1 奨学金制度の趣旨について

人がいきいきとする環境を実現するため、建築・土木・開発・エネルギー・環境・防災等に関する仕事や学術研究に将来従事しようとする学生で、経済的理由により学業の継続が困難である者に対して奨学金を給付し、その支援を行うことを目的としています。

2 奨学金制度について

- 1) 奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません。
- 2) 他団体の奨学金との併給も可能とします。
- 3) 新規奨学金給付学生採用予定人数
建築、土木、都市開発等、建設に関係する学問を専攻する高専3年次の学生2名程度
- 4) 奨学金の給付額、期間

対象者	給付月額	期間
高専生（3年）	30,000 円	2024 年 4 月 より 最長 2027 年 3 月 迄 ※

※各年次進学時の書類審査を通過すれば、最大で5年次迄給付を継続することができます

3 採用基準について

以下の 1) ～4) の基準をすべて満たすこと。

- 1) 申請する年度の4月現在、建築、土木、都市開発等、建設に関係する学問を選考している又は希望している高専3年次に在籍するもの
- 2) 在学する高専の校長、学科長、担任の推薦するもの
- 3) 成績要件

前年度までの成績が、GPA(Grade Point Average)が、3.00 以上のもの

< GPA の算出方法 >

5 段階評価の場合

評価	S	A	B	C	F
	秀	優	良	可	不可
GP	4	3	2	1	0

4 段階評価の場合

評価	A	B	C	－	D
	優	良	可	－	不可
GP	4	3	2	1	0

上記で各単位の評価を GP に換算し、各単位に GP を乗じたものを総単位数で除した数値

- 4) 収入要件

家計支持者の収入が 800 万円以下としますが、場合によっては世帯構成、通学形態、家

庭の事情等を勘案することがあります。

4 提出書類

- 1) 奨学金申請書
- 2) 写真（縦4 cm×横3 cmで裏面に記名の上、1)の申請書に貼付）
- 3) 奨学生推薦書（1通、要公印。校長、学科長、担任のうちいずれか1名により書かれたもの。）
- 4) 家計支持者の収入を証する書類（源泉徴収票、確定申告書、所属市町村発行の所得証明の写し等のいずれか1つ。）
- 5) 在学証明書
- 6) 学業成績証明書（GPAが記載されているもの。記載がない場合は、3採用基準3）成績要件＜GPAの算出方法＞に基づいて計算し、成績証明書の余白に記載すること。）

5 応募手続き

- 1) 募集要項、申請書は当財団ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

（当財団ホームページ <https://www.aisei-foundation.or.jp/>）

- 2) 提出方法

以下の郵送による提出もしくはメールによる提出のいずれかとする。

【書面提出の場合】申請書は片面印刷で作成し、提出書類はホチキス留めせず、クリップでまとめてご提出ください。

書類提出先 〒163-0606 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 26 階

一般財団法人 大成学術財団 事務局宛

【メールでの提出の場合】以下のメールアドレスに PDF ファイルでご提出ください。

書類提出先 info@aisei-foundation.or.jp

一般財団法人 大成学術財団 事務局宛

- 3) 応募期間 2024 年 4 月 1 日～2024 年 5 月 17 日
書面提出の場合は 5 月 17 日の消印まで
メール提出の場合は 5 月 17 日のメール送付まで
- 4) 問合せ先 当財団ホームページの「お問い合わせ」をご利用ください。

※書類の提出は所属校からお願いします。

6 選考

- 1) 書類選考により総合的に勘案し、当財団の理事会にて決定します（必要に応じて面接を実施する場合があります）。
- 2) 奨学生の選考結果は、当財団事務局より学校ならびに本人へ 6 月下旬に通知します。

7 奨学生に求めること

- 1) 奨学生は、次年度の奨学金給付を受ける場合、毎年度末に学業成績証明書、中間報告書及び在学証明書を当財団に提出する必要があります。
- 2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学等、また、氏名・住所の変更等が発生

した場合には、直ちに届け出る必要があります。

- 3) 虚偽報告、成績不良等により、遡って奨学金給付を停止する場合があります。
- 4) 財団が指定する行事（懇親会・見学会：年2回程度）への出席をお願いします。なお、交通費に関しては財団で支給します。

8 奨学給付金の打切り、休止

- 1) 次の場合には、奨学金の給付を打切る場合があります。
 - ・退学した場合
 - ・資格要件を満たさない転学部・転学があった場合
 - ・家計支持者の収入が収入要件を満たさなくなった場合
 - ・留年した場合もしくは成績要件を満たさなくなった場合
 - ・傷病等の為、就学の見込を失った場合
 - ・給付休止の期間が2年を超えた場合
 - ・その他、素行不良がある等、奨学生として不適当な場合
- 2) 次の場合には、奨学金の給付を休止する場合があります。
 - ・留学した場合
 - ・傷病等により休学した場合
 - ・その他、財団との連絡がつかなくなる等の事態が生じた場合

9 その他

奨学生に決定した方に対して、7月と1月にそれぞれ6か月分の奨学金の給付を行います。

10 個人情報保護方針

本募集要項に基づきご応募頂いた申請者の個人情報の取得、利用、管理等の取扱いは、以下のとおりとし、適正に取扱います。

- 1) 個人情報保護法その他の関係法令、個人情報保護委員会の定めるガイドライン等及び本個人情報保護方針を遵守し、個人情報を適法かつ適正に取扱います。
- 2) ご応募頂いた申請書類の個人情報を適法かつ適正な手段により取得します。
- 3) 取得した個人情報の利用目的は、奨学金の給付に関し、申請者等へのご連絡、選考手続及び選考結果のご通知その他当財団の定款に定める事業を行うにあたり必要な範囲内で利用します。ご本人の同意がある場合又は法令で定められている場合を除き、他の目的で利用しません。
- 4) 申請者ご本人の事前同意がある場合又は法令で認められている場合を除き、個人データを第三者に提供いたしません。
- 5) 個人情報の管理
 - 1 申請者の個人情報につき、上記3)の利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは当該個人データを消去するよう努めます。
 - 2 個人情報は当財団事務局にて責任をもって管理します。
 - 3 名簿作成等のために個人情報を電子化する場合は、ウイルス対応ソフトがインストール

ールされたパソコンを使用して当財団事務局にて当該データを作成し、パスワードを設定して保管します。

- 4 申請者等の個人データを財団の事務局員に取扱わせるに当たっては、個人情報管理責任者を定め、個人情報の適正な取扱いを周知徹底させるとともに適正な教育を行い、必要かつ適切な監督を行います。
- 6) 当財団が管理する個人情報に関して、申請者等ご本人から電子データ化された個人情報の開示、利用停止等の申し出があった場合には、必要な調査を行なったうえで速やかに対応します。

以 上